

～出産・育児の機会費用について～

共稼ぎ夫婦 「妻の稼ぎ」は世帯年収の3.8割

明治安田生活福祉研究所(社長 鶴直明)は、第4回「結婚・出産に関する調査」の集計結果を発表します。今回は20代・30代の若年夫婦を対象に、世帯年収に占める「妻の稼ぎ」の割合に焦点をあてて調査・分析しました。女性の就業率と所得はともに上昇する傾向にありますが、そのような傾向は若年夫婦の生活レベルや嗜好ばかりでなく出産意欲にも少なからず影響を与えていることが分りました。

本調査の目的と特徴、調査要領	………… P 2
有効回答の基本属性	………… P 3
調査結果(20代・30代の共働き夫婦)	………… P 4
1. <u>妻年収は、世帯年収の3.8割</u>	………… P 4
2. <u>5組に2組は、年収比が夫6：妻4</u>	………… P 5
3. <u>子どもが欲しくない世帯ほど年収が高い</u>	………… P 6
4. <u>4組に1組は、妻年収が5割以上</u>	………… P 7
5. <u>年収は夫6.2割、家事は妻7.7割</u>	………… P 8
6. <u>20組に1組は、専業主夫</u>	………… P 9
7. <u>妻年収の占率は、1位沖縄県、47位山梨県</u>	………… P 10
解説：出産・育児の機会費用について	………… P 12

ご照会先	(株)明治安田生活福祉研究所 河本淳孝・碓井秀夫	電話 Eメール URL	03-3283-9297 kawamoto@myilw.co.jp http://www.myilw.co.jp/
------	-----------------------------	-------------------	---

本調査の目的と特徴

1. 目的

当研究所では、2005年から毎年1回、結婚・出産に関するアンケート調査を実施しています。調査対象は結婚・出産に真剣に向き合う年齢層（20代・30代）に絞り込んで、その年齢層が抱える結婚・出産に対する意欲や不安などについて、関係する他の調査結果や研究論文等を参考にしながら、独自の視点で明らかにする調査です。

2. 特徴

今回は、子どもを産み育てる環境に関わる調査項目のうち、「出産・育児の機会費用」をテーマに選びました。女性の就業率や所得が上昇傾向にあるなかで、世帯収入に占めるの「妻の稼ぎ」の割合はどの程度まで増加しているのか。また、「妻の稼ぎ」の増加は、共働き夫婦の出産意欲にどのような影響を及ぼしているのか、などについて仮説を設けて結果を検証しました。

調査要領

調査地域：	全国（47都道府県）
調査対象：	20・30代の男女（有効回答 7,908）
調査方法：	web 配信・回答方式（インターネット・リサーチ）
抽出方法：	(株)マクロミルのモニター台帳から以下の基本属性別に割当無作為抽出 1 居住地（47都道府県） 2 性 3 配偶関係
調査時期：	2008年3月
有意差検定：	カイ2乗検定およびt検定
回答補正：	人口推計年報、国勢調査を用いて集計結果を補正

調査要領の補足

調査対象：結婚や出産・子育てというライフイベントに対して自らのこととして真剣に向き合う機会が多い20代・30代の若年層を調査対象とした。

回答補正：188セルの基本属性別に分析可能な回収数を確保したため、有効回答者の集団は現在の調査対象地域の性別・未婚別・年齢別の人口構成とは異なる。そこで、直近の「人口推計年報」および「国勢調査」の人口構成を用いて集計結果を補正することで代表性を補完した。

有意差検定：「カイ2乗検定」および「T検定」は、複数の結果の間に生じた差異が統計学的に意味がある差異かどうかを判定する基準である。

有効回答の基本属性

		既婚者	独身者	計
男性	20～24 歳	106	726	832
	25～29 歳	199	610	809
	30～34 歳	731	498	1,229
	35～39 歳	945	336	1,281
男性計		1,981	2,170	4,151
女性	20～24 歳	155	660	815
	25～29 歳	419	503	922
	30～34 歳	796	363	1,159
	35～39 歳	622	239	861
女性計		1,992	1,765	3,757
男女計		3,973	3,935	7,908

※ 集計結果の分析にあたっては平成 17 年国勢調査の人口構成を用いて有効回答数を補正

世帯年収に占める妻年収の割合

共稼ぎ夫婦 妻年収は世帯年収の3.8割

若年層（20代・30代）の共稼ぎ世帯（妻・正社員）では、世帯年収に占める妻年収の割合が3.8割でした。つまり、「夫6.2：妻3.8」が夫婦年収比の平均像ということになります。

大まかにいえば、世帯年収への貢献は夫が3分の2弱、妻が3分の1強です。長期にわたる妻年収の増加傾向（解説P13参照）に伴い、家計に関する夫婦間の発言力のバランスや家事・育児の分担なども緩やかに変化していくのではないかと予想されます。

図表1

妻年収の割合	1割	8.9%
	2割	11.7%
	3割	12.7%
	4割	41.6%
	5割	15.5%
	6割	4.5%
	7割	4.8%
	8割	0.2%
	9割	0.0%
	計	100.0%

妻年収は平均で3.8割

（注）妻年収0割は専業主婦、10割は専業主夫として計算から除外

「夫6.2：妻3.8」という年収比とみると、均等待遇の観点からは賃金の男女格差がまだ残っているという見方もできます。とはいえ、「妻の稼ぎ」が家計にとって次第に大きな存在になっているのは事実です。P13の解説（2）に示したとおり、女性の実質所得（フルタイム）は長期にわたり上昇傾向にあります。

そのような女性の所得の上昇は、一方で、出産退職に伴う「妻の稼ぎ」の減少額（機会費用。解説P12およびP14参照）を大きくします。その減少額が世帯年収の3.8割にも及ぶのですから、子どもが欲しいと思っている夫婦にとってはけっこう重たい問題です。

出産退職で「失うもの」には所得ばかりではなくキャリア等も含まれます。これらの「失うもの」を家族、企業、社会がどのようにカバーするか。人口減少社会に生きる私たちが考え続けなければならない課題のひとつです。

調査結果2

夫婦の年収比

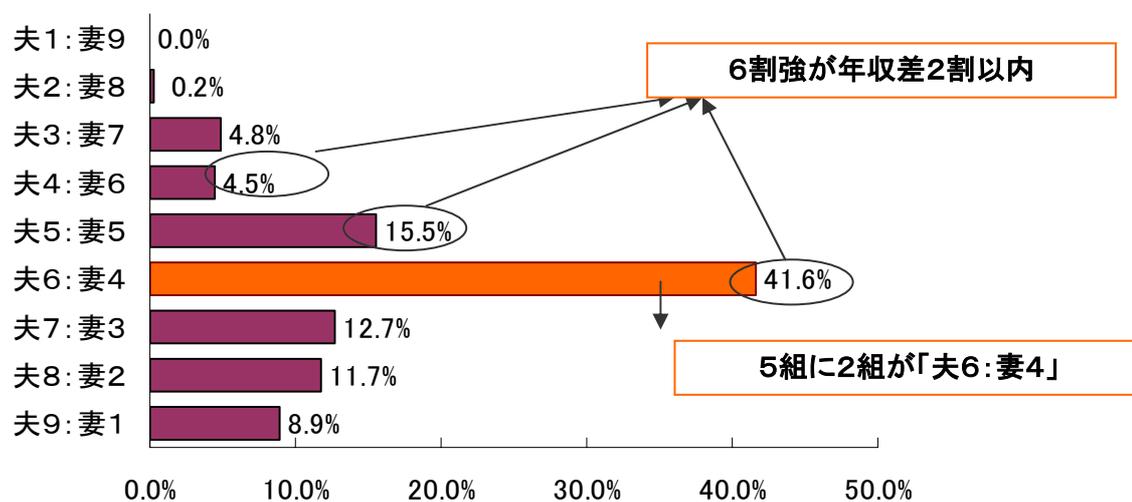
共稼ぎ夫婦

5組に2組は年収比が夫6：妻4

若年層（20代・30代）の共稼ぎ夫婦（妻・正社員）の年収比は、「夫6：妻4」が突出して多くほぼ5人に2人（41.6%）、「夫5：妻5」（15.5%）と合わせると過半を占めます。さらに、「夫4：妻6」（4.5%）も加えますと、「年収差2割以内」の夫婦が6割強（61.6%）も存在することになります。

夫婦間での年収差の縮小に伴って、家計に関する発言力のバランスや家事・育児の分担なども緩やかに変化していくのではないかと予想されます。

図表1（チャート） 夫婦の年収比



出産意欲と世帯年収の関係

子どもが欲しくない世帯ほど 年収が高い

「子どもが欲しい」と思っている共働き世帯の平均年収は 529.7 万円、一方、「子どもが欲しくない」と思っている共働き世帯の平均年収は 567.8 万円でした。両者の差は 38.1 万円。意外に思われる方がいるかもしれませんが、子どもを欲しがらない世帯のほうが平均年収は高いのです。つまり、平均年収の高い（出産退職に伴う機会費用が大きい）世帯のほうが出産意欲は少ないということになります。

図表2

現在の 子どもの人数	① 子どもが欲しい 世帯の年収	< or >	② 子どもは欲しくない 世帯の年収	①-②
0人	603.8	<	612.3	▲ 8.5
1人	490.7	<	592.0	▲ 101.3
2人	518.7	<	546.0	▲ 27.3
3人	505.5	<	521.0	▲ 15.5
上記の合計	529.7	<	567.8	▲ 38.1

①と②の差が最も大きいのは、「現在の子ども1人（2人目の出産を考えている）」世帯で▲101.3万円でした。2人目が欲しいと考えている世帯は、2児の育児負担等を考えて妻が就業を抑制する傾向が顕著になります。

一方、「現在の子ども0人」（1人目の出産を考えている）世帯については、世帯収入の差はあっても僅かでした。1人目の出産意欲については、世帯の収入特性に影響される度合いが相対的に少ないと考えられています。

2人目を産めば、子ども1人当たりにかかることができるお金が半分になってしまう可能性があります。そればかりではなく、妻が就業を抑制すれば世帯年収が減るのですから、生活レベルの低下を余儀なくされる世帯が多く存在することになります。

調査結果4

「妻の稼ぎ」が半分以上の夫婦

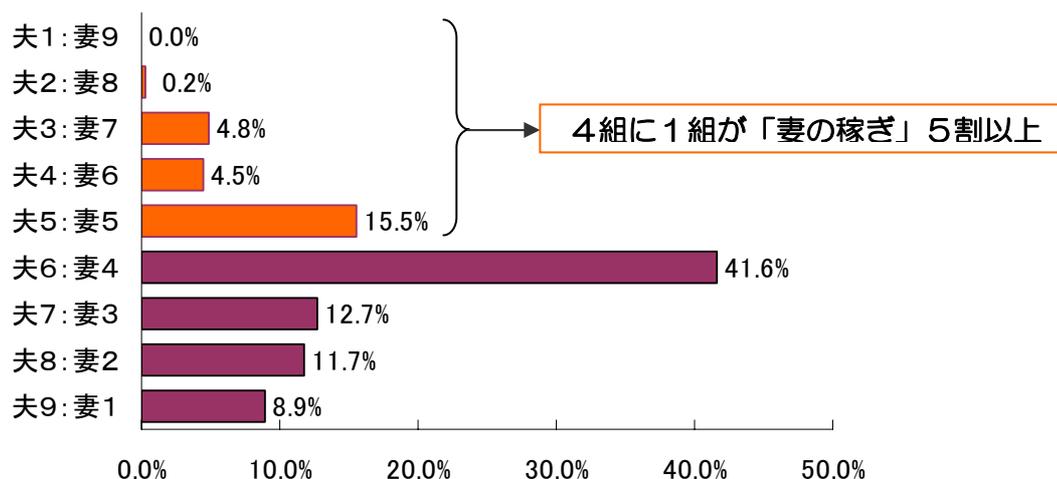
共稼ぎ夫婦

4組に1組は妻年収が5割以上

若年層（20代・30代）の共稼ぎ夫婦（妻・正社員）では、「妻の稼ぎ」が夫婦年収の半分以上を占める世帯が4組に1組（25.0%）存在します。

このように共働き夫婦における妻の収入貢献度が上昇傾向にある一方で、家事・育児については、依然として妻に重たい負担がかかっているという指摘があります。

図表1(チャート) 夫婦の年収比



「妻の家事」と「夫の稼ぎ」

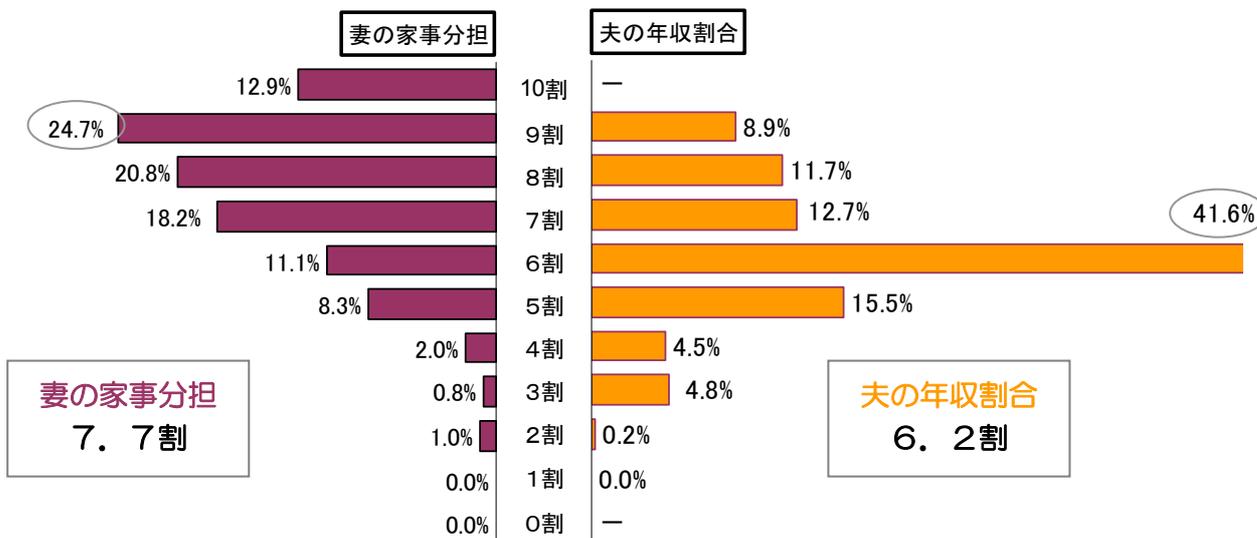
共稼ぎ夫婦

年収は夫 6.2 割、家事は妻 7.7 割

20代・30代の共稼ぎ夫婦（妻・正社員）について、夫婦の年収割合は「夫 6.2：妻 3.8」であったのに対して、夫婦の家事分担は「妻 7.7：夫 2.3」でした。

夫婦間での年収差は縮小する傾向にありますが、夫婦間での家事分担については年収差ほどには差が縮まっていないようです。また、妻の家事分担割合として最も多かった回答は「9割」、一方、夫の年収割合として最も多かった回答は「6割」でした。なお、夫婦の年収割合と育児分担の関係についても、基本的に同じ傾向がみられました。

図表3



(参考)

図表3に示した「妻の家事分担」割合は、妻自身の回答のみを用いて集計しました。夫の回答を除いた理由は、夫は自身の家事分担について記憶が不確かで、なおかつ自身の貢献を過大に評価する傾向があるためです。共働き世帯の家事分担について、妻が認める夫の分担は 2.3 割でしたが、夫の自己評価はその3割増程度でした。

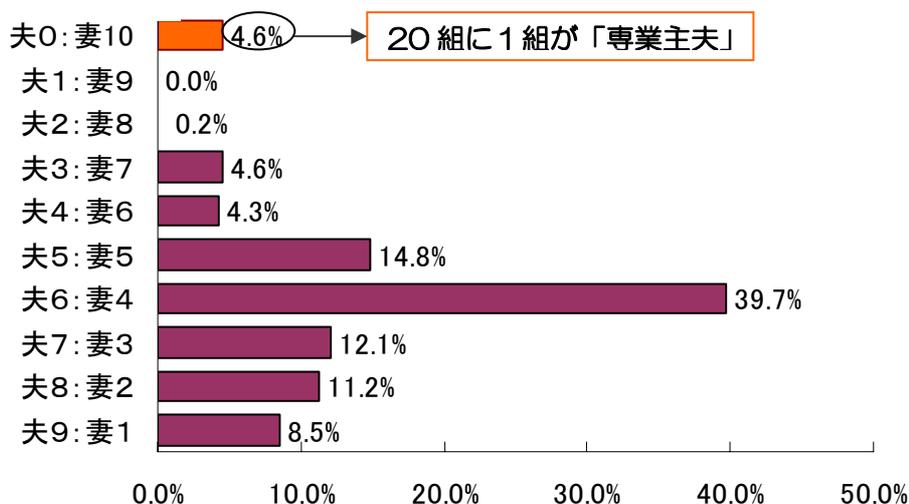
「専業主夫」はどの程度いるのか

妻有業世帯
20組に1組は 専業主夫

妻有業（かつ妻・正社員）夫婦のうち、専業主夫世帯（年収比が「夫0：妻10」の夫婦）は20組に1組（4.6%）程度、20代・30代の既婚女性全体で見ると50組に1組（1.9%）程度存在することが分りました。

20代・30代の既婚女性全体の49.8%が専業主婦（平成19年「労働力調査」）ですので「専業主婦：専業主夫」は、おおよそ「26：1」になります。

図表5 妻有業夫婦の年収比



なお、専業主夫世帯には、傷病や失業等に伴い一時的に夫の収入が無い状態の世帯が含まれているものと思われます。したがって、いわゆる伝統的な性別分業が逆転した夫婦は、実際には20組に1組（4.6%）よりも少ないものと推測されます。

調査結果7(1)

妻年収占率の地域差

共稼ぎ世帯

妻年収の占率は1位：沖縄県、47位：山梨県

共働き世帯について、妻年収の占率が最も多かったのは沖縄県、反対に最も少なかったのは山梨県でした。

妻年収の実額では東京都がやや突出した1位となっているにもかかわらず、妻年収の占率では東京都は31位にとどまっています。その理由は、夫年収の実額がそれにも増して多いためと考えられます。高収入の就業機会は都市部周辺に集中しているため、夫年収のトップ4は1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）が独占しています。

図表6

順位	都道府県	妻年収割合	順位	都道府県	妻年収割合	順位	都道府県	妻年収割合
01	沖縄県	3.65	21	宮城県	2.95	41	群馬県	2.37
02	島根県	3.35	22	鹿児島県	2.95	42	愛媛県	2.36
03	奈良県	3.33	23	高知県	2.85	43	茨城県	2.35
04	長崎県	3.29	24	徳島県	2.84	44	静岡県	2.31
05	北海道	3.25	25	兵庫県	2.84	45	岐阜県	2.29
06	宮崎県	3.25	26	福岡県	2.82	46	長野県	2.19
07	福井県	3.23	27	大分県	2.81	47	山梨県	2.00
08	岩手県	3.22	28	福島県	2.78	47 都道府県計		2.73
09	山形県	3.21	29	埼玉県	2.77	【地域ブロック順位】		
10	熊本県	3.18	30	新潟県	2.75	順位	地域ブロック	妻年収割合
11	山口県	3.13	31	東京都	2.70	01	北海道	3.25
12	広島県	3.06	32	神奈川県	2.69	02	中国	3.09
13	青森県	3.06	33	三重県	2.68	03	九州	3.05
14	佐賀県	3.04	34	滋賀県	2.67	04	東北	3.00
15	岡山県	3.04	35	栃木県	2.66	05	北陸	2.83
16	鳥取県	2.99	36	石川県	2.63	06	四国	2.78
17	秋田県	2.98	37	京都府	2.62	07	南関東	2.70
18	富山県	2.98	38	愛知県	2.57	08	近畿	2.52
19	和歌山県	2.95	39	大阪府	2.56	09	東海	2.50
20	香川県	2.95	40	千葉県	2.55	10	北関東・甲信	2.41

◇ 夫の年収（単位：万円）

順位	都道府県	夫の年収
01	東京都	626.30
02	神奈川県	534.70
03	千葉県	530.41
04	埼玉県	522.05
05	滋賀県	513.22
06	兵庫県	498.62
07	山梨県	491.71
08	広島県	489.85
09	茨城県	488.24
10	愛知県	486.44

調査結果7(2)

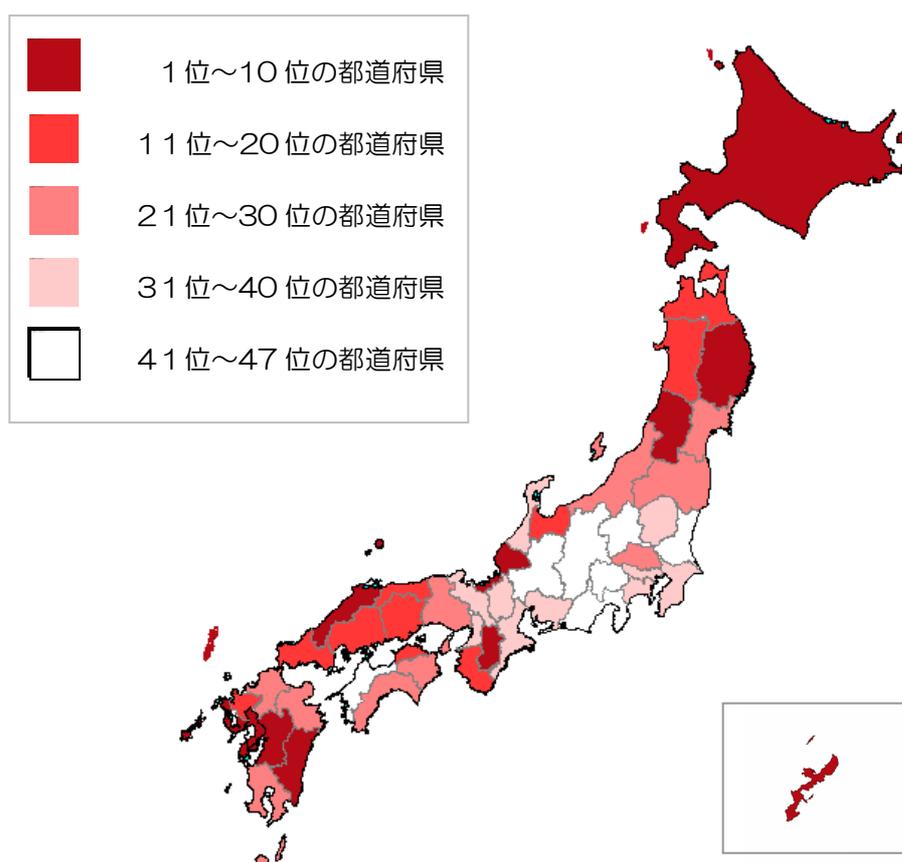
妻年収占率の地域差(色分け)

共稼ぎ世帯

妻年収の占率は **1位：沖縄県、47位：山梨県**

全頁の調査結果を地図上で色分けしてみました。色の濃淡は5段階で、妻年収占率が高い都道府県ほど濃い色が付されています。

地域別にみると、北海道、中国および九州地域の妻年収比率は相対的に高く、反対に、関東・甲信、近畿および東海地域の妻年収比率は相対的に低くなっています。高収入の就業機会が多い都市部周辺では、夫の年収割合が高くなる傾向にあり、結果として妻年収占率が低くなる傾向があります。

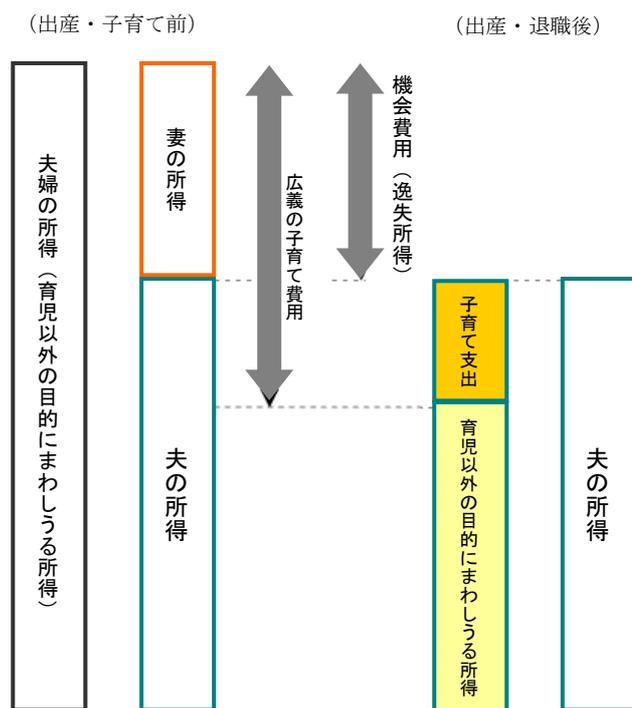


出産・育児の機会費用と出産意欲の関係

子どもにかかる費用は教育関連費や食料費などの「子育て支出」とどまりません。子育ての費用をより幅広くとらえると、育児のために就業を中断したことによって生ずる「妻の所得」の減少もそうした費用に含まれることになります。

「妻の所得」が増加すれば、現在の「子育て支出」を賄う原資は増えるのですが、その一方で、将来の出産退職に伴う「妻の所得」の減少額（機会費用）も大きくなります。つまり、「妻の所得」の増加は、現在の子育てにはポジティブな影響を、将来の出産意欲にはネガティブな影響を持つ可能性があります。

夫婦所得と機会費用



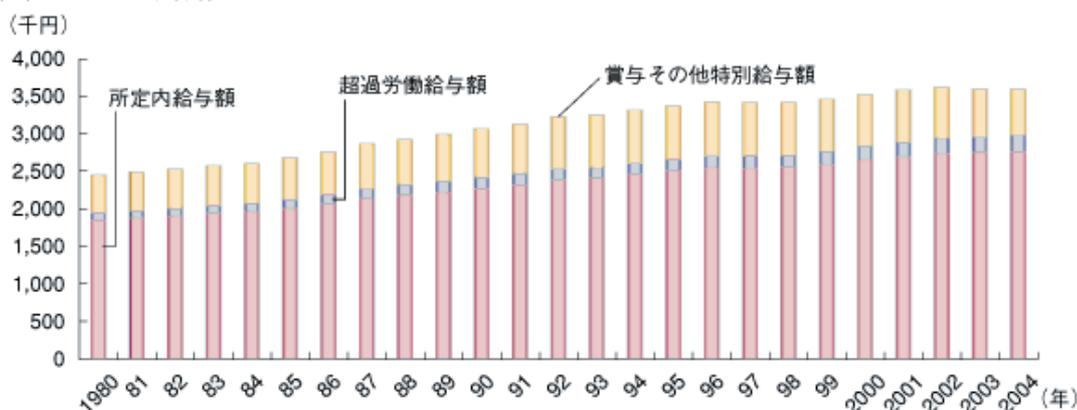
出典：国民生活白書「子育て世代の意識と生活」

女性の実質所得（フルタイム労働者）は緩やかに上昇

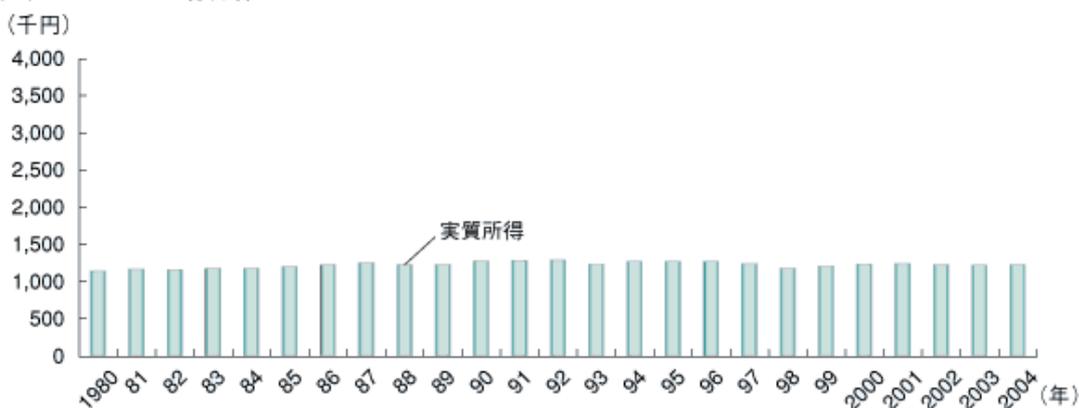
女性の所得（フルタイム労働者）は、長期間にわたって緩やかに上昇を続けています。一方、同じ女性であっても短時間労働者の所得は、課税や社会保険料徴収を避ける目的で所得を一定水準以下にとどめる傾向をもつ女性が多く存在するため、横這い傾向にあります。結果として両者の賃金格差は緩やかに広がっています。

女性労働者の実質所得

（1）フルタイム労働者



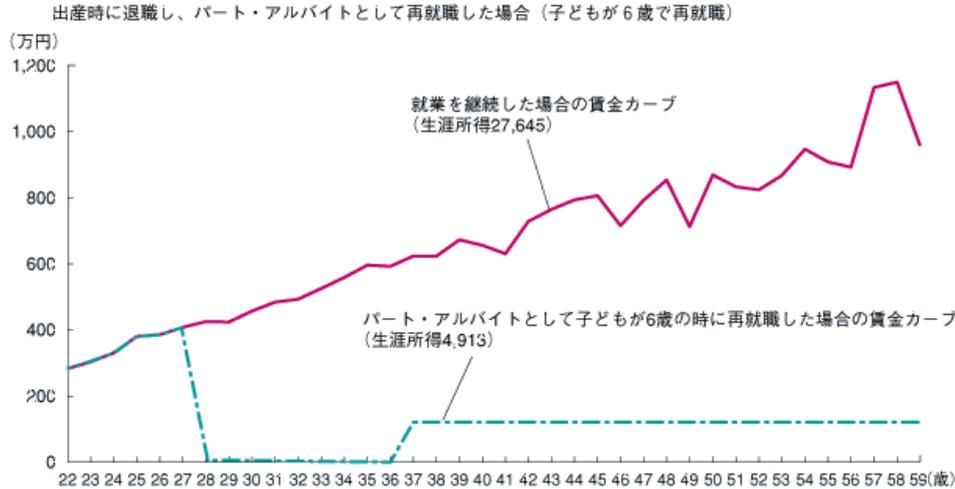
（2）パートタイム労働者



- (備考)
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
 - 20～49歳の女性労働者を対象としている。
 - フルタイム労働者（一般労働者）の実質所得は、「(所定内給与額+超過労働給与額)×12ヶ月+年間賞与其他特別給与額」を消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いて実質化（2000年基準）した。
 - パートタイム労働者の実質所得は、「パートタイム労働者年間所定実労働時間×1時間当たり所定内給与額+年間賞与其他特別給与額」を消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いて実質化（2000年基準）した。なお、年間所定実労働時間は、「実労働日数×1日当たり所定内実労働時間×12ヶ月」にて算出。

出典：国民生活白書

出産・子育てにかかる機会費用（女性）の推計



機会費用の推計結果

単位：万円、%

		大卒平均
①	就業を継続した場合	給与 25,377
	退職金 2,269	
	合計 27,645	
②	育児休業を取得して働き続けた場合	給与 23,503
	退職金 2,234	
	合計 25,737	
③	出産退職後子どもが6歳で再就職した場合	給与 16,703
	退職金 1,006	
	合計 17,709	
④	出産退職後パート・アルバイトとして子どもが6歳で再就職した場合	給与 4,827
	退職金 86	
	合計 4,913	
		逸失率 82.2%

- (備考)
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2003年）により作成。
 - 22歳時に就職。結婚後28歳で第一子を出産し、31歳で第二子を出産すると仮定。
 - 育児休業は1年間取得し、その間雇用保険より給与の4割を支給されたと仮定した。
 - 退職する場合は、28歳で退職し、第二子出生後満6歳となった37歳で再就職すると仮定した。
 - 「賃金構造基本統計調査」大卒の産業計のデータを使用。年間収入については、同調査の2003年の「きままって支給する現金給与額」「所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」により作成。
 - 標準労働者など「きままって支給する現金給与額」を調査していない場合には、一般労働者の年齢層別の「きままって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の比率を基に逆算し当該給与額を推計した。
 - 28歳時の退職金については社団法人日本経済団体連合会「2004年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」の全産業・男性の管理・事務・技術労働者（大卒）の会社都合退職金の支給月数（3.6ヶ月分）を基に算出した。
 - 60歳時の退職金については28歳時と同資料の会社都合退職の60歳定年退職金及び標準者退職金に基づき、就業を継続した場合には所定労働時間内賃金の41.5ヶ月分、育児休業を取得した場合においては37.6ヶ月分、6歳時に再就職する場合は17.0ヶ月分で計算。
 - パート・アルバイトの平均賃金に関しては、「賃金構造基本統計調査」の20代～40代の女性パートタイム労働者平均賃金より120万円で固定した。
 - 四捨五入により内訳と計が一致しないことがある。

出典：国民生活白書

出産退職の機会費用を推計した数値をご紹介します。出産後に正社員として「就業を継続した場合」の女性の生涯所得を27,645万円と計算したうえで、①「育児休業取得後、働き続けた場合」②「出産退職後、子ども6歳で正社員として再就職した場合」③「出産退職後、子ども6歳でパート・アルバイト社員として再就職した場合」の3つに分けて、それぞれに生涯所得の減少額を計算しています。

それによると、生涯所得の減少額（機会費用）は、①1,908万円（▲6.9%）②9,936万円（▲35.9%）③22,732万円（▲82.2%）になります。